

## 道路工事を実施します

町道の修繕工事を次のとおり実施します。工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

①町道54号線道路修繕工事

○工事期間 10月上旬まで

○工事箇所 元栗橋地内

○施工業者 (株)新栄開発



②町道57号線道路修繕工事

○工事期間 10月上旬まで

○工事箇所 川妻地内

○施工業者 板通(株)



○お問い合わせ

都市建設課 建設・地籍G

☎(84)33347 (直通)

## 統計調査実施にご協力ください

総務省統計局では、10月1日現在で「令和5年住宅・土地統計調査」を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約340万世帯の方々を対象とした大規模な調査です。

調査は、昭和23年以来5年ごとに行われており、第16回目を迎える今回の調査では、超高齢社会を迎えている我が国における高齢者の住まい方や空き家対策の重要性が年々高まっていることを踏まえ、空き家の状況などを把握することを主な狙いとしています。

調査の結果は、住生活基本計画や耐震・防災を中心とした都市計画づくりなど、私たちの暮らしと住まいに関する計画や施策の基礎資料として幅広く利用されます。

調査をお願いする世帯には、9月下旬から調査員が調査書類の配布に伺いますので、インターネット回答のほか、紙の調査票を郵送または調査員に提出する方

法によりご回答をお願いします。

なお、この調査では、便利なインターネット回答をおすすめしています。スマートフォン・タブレット端末にも対応していますので、ぜひご利用ください。

○お問い合わせ

まちづくり戦略課 政策G

☎(84)1111 (内線213)

## 第三者行為の届出をお願いします

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方が、第三者（自分以外）の行為によって負傷したり病気になった場合でも、保険証を使って医療機関で診療を受けることができます。

本来は、その場合の治療費は加害者が負担するべきものですので、町が治療費を立て替え、加害者にその治療費を請求します。

第三者の行為で負傷し、保険証を使って治療を受ける場合は、速やかにご連絡ください。

○第三者行為とは

- ・交通事故
- ・自動車・自転車など
- ・自損事故
- ・けんか
- ・他人の犬に噛まれたなど

○仕事中的けがや病気の場合

仕事中的けがや病気には、原則として労災保険が適用されます。労働中の災害と認められる場合に保険証を使って受診すると、後に医療費の全額を返還する必要があります。保険証を使って治療を受ける場合は、必ずご連絡ください。

○注意事項

※個人事業主など一部例外があります。

相手方との取り決めや示談をする前に届け出てください。

内容により、第三者行為による治療費であっても、被保険者ご自身で負担しなければならなくなる場合があります。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)



## こども・おとな ふくし心配ごと相談

心配ごと相談では、障がいや発達、ひきこもりに関する相談や、仕事、生活のお悩みなどをお聞きしています。専門の相談員へ気軽に相談できる場として、毎月第2火曜日に開催中です。希望に

合わせて、自宅への訪問や、第2火曜日以外の相談も可能です。

相談を希望される方、心配ごと相談について詳しく聞きたい方は、お気軽にお問い合わせください。ぜひ、身近な相談窓口のひとつとしてご利用ください。

○日時 9月12日(火)

午後2時30分～午後4時

○場所 役場1階 小会議室

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G

☎(84)0006 (直通)

## 生活相談

隣保事業（生活相談員）による生活相談（人権・福祉・教育・就業等）を実施しています。

個人の秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

○場所 ふれあいセンター

※相談日程については、お問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595 (直通)